

(地 I 209F)

平成 2 3 年 3 月 2 0 日

都道府県医師会

担 当 役 員 殿

日本医師会副会長

横 倉 義 武

厚生労働省事務連絡「被災地においてボランティアを行う意思のある
医師等の取りまとめについて」の送付について

東北地方太平洋沖地震につきまして、今般、厚生労働省より岩手県、宮城県及び福島県を除く各都道府県医務主管課宛に「被災地においてボランティアを行う意思のある医師等の取りまとめについて」の事務連絡がなされるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

本件は、宮城県及び福島県行政が、ボランティアを行う意思のある個別の医師等の医療従事者と、一件ずつ派遣の調整を行うための余力がないことから、他の都道府県行政（岩手県を除く）に対し、受付窓口を設置し、医師等の取りまとめを厚生労働省に報告するよう求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますよう、よろしく願いいたします。

事 務 連 絡
平成23年3月16日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局指導課

被災地においてボランティアを行う意思のある医師等の
取りまとめについて

今般の東北地方太平洋沖地震については、必要な医療の確保に最大限の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、別添写しのとおり、岩手県、宮城県及び福島県を除く各都道府県医務主管課あて、医師等の医療従事者のボランティアについて、窓口の設置等についての事務連絡を送付しましたので、御承知おきください。

事務連絡
平成23年3月16日



各都道府県医務主管課 御中
(岩手県、宮城県、福島県を除く)

厚生労働省医政局指導課

被災地においてボランティアを行う意思のある医師等の
取りまとめについて

今般の東北地方太平洋沖地震については、必要な医療の確保に最大限の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

被災地では、医療機関の被災も発生し、他地域からの医師等の医療従事者の派遣を必要としている状況にあります。一方で、被災地以外の医師等の医療従事者からは、被災地でボランティアを行う用意がある旨の御意見もあるところ
です。

被災した都道府県のうち宮城県及び福島県では、ボランティアを行う意思のある個別の医師等の医療従事者と、一件ずつ派遣の調整を行うための余力がないことから、他の都道府県（岩手県を除く。）におかれましては、以下のような取組をお願いいたします。

なお、現時点では、岩手県でボランティアを行うことを希望する場合については、日本医師会の実施する日本医師会災害医療チーム（JMAT）の手法により行うこととされているため、各都道府県医師会に申し込みするよう合わせて周知をお願いいたします。

- ・都道府県ごとに、宮城県又は福島県でボランティアを行う意思のある医師等の医療従事者から申し込みを受け付ける窓口を設置し、都道府県内に広報すること。

※窓口の名称、電話番号、受付時間を当課まで報告願います。

- ・申し込みを受けた医師等の医療従事者について、性別、年齢、専門分野、従事可能期間、医療資機材の持参の可否及び数量、食糧の持参の可否及び数量、その他留意事項等を定期的にとりまとめること。
- ・とりまとめた結果を、別紙により毎日13時を目途に、定期的に当課まで報告すること。

※報告の内容について、当課より宮城県及び福島県の所管課に連絡しますので、その後、各都道府県に対し、宮城県及び福島県の所管課から具体的な派遣の要請があります。

※ 実際に派遣された実績についても、当課まで報告願います。

<連絡先>

厚生労働省医政局指導課

医療法人指導官 川寄（内線2560）

医療法人係 依田・東澤（内線2552）

電話（代表）03-5253-1111

（直通）03-3595-2194

Fax 03-3503-8562

